

2025年9月5日

株主各位

宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目5番30号
仙台イーストフロントビル5階
株式会社UNICONホールディングス
代表取締役 小山 剛

定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記のとおり当会社の定時株主総会を開催いたしますので、ご出席賜りたくご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の委任状に賛否をご表示、ご押印いただき、当社あてにご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2025年9月29日（月曜日）午前11時30分

2. 場所 当会社本店会議室

3. 会議の目的事項：

報告事項 (1) 第7期（2024年7月1日～2025年6月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第7期（2024年7月1日～2025年6月30日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

以上

株式会社 UNICON ホールディングス
定時株主総会議案書

[報告事項]

- (1) 第7期（2024年7月1日～2025年6月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第7期（2024年7月1日～2025年6月30日）計算書類報告の件

[決議事項]

第1号議案 剰余金の処分の件

下記の要領で剰余金の配当を承認すること。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
普通株式1株につき金45円、配当総額金445,270,500円
- (3) 効力発生日 2025年9月30日
- (4) 配当金の原資 利益剰余金445,270,500円
- (5) 剰余金配当の基準日 2025年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

定款の定めにより、当会社の取締役全員が定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任することになるため、当会社の取締役として次の者を選任すること。

- 取締役候補者 小山 剛 (再任)
- 取締役候補者 井上 孝 (再任)
- 取締役候補者 植村 賢二 (再任)
- 取締役候補者 大浦 和久 (再任)
- 取締役候補者 湯田 高弘 (再任)
- 取締役候補者 青海 孝行 (再任)
- 取締役候補者 桂樹 正隆 (再任)
- 取締役候補者 谷口 徹 (再任)

以上

第 7 期 事 業 報 告

〔 自 2024 年 7 月 1 日
至 2025 年 6 月 30 日 〕

株式会社 UNICON ホールディングス

1. 事業の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、世界的なインフレ進行や円安による影響等から、世界的な金利上昇やインフレーションに加え、ウクライナや中東情勢などの地政学的リスクにより、景気の先行きは不透明な状況であるものの、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果もあり、回復の動きが続いております。

当社グループの主たる事業である建設業界においても、建設資材の価格高騰が深刻になる中、建設技術者・労働力不足の問題は継続しているものの、公共建設投資は、国土強靭化政策推進の下、自然災害への防災・減災対策や復旧・復興対策、老朽化したインフラ対策等により堅調に推移しており、今後も暫くは底堅く推移していくものと見込まれます。

当社では、業界を取り巻く課題に対処するため、傘下の事業会社の異なる技術的な強みを相互に補完することにより、集団としてのスキルを高めつつ、それぞれの地域においてそれぞれの事業会社の優位性を活かしながら事業基盤を強化してまいりました。

また、技術者人材をグループ内で流動的に配置することにより、地域ごとの業務量の繁閑に対し機動的に対応できる体制を構築するとともに、営業・財務・人事等の領域においてもそれぞれの事業会社間の連携を強化しながら事業運営に取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上収益 17,620 百万円、営業利益 1,710 百万円、当期利益 1,117 百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループの当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、162 百万円でありました。主な投資内容は、山和建設㈱本社土地取得 28 百万円、建設仮勘定として支出した㈱南会西部建設コーポレーション南会津事業所改修工事 35 百万円であり、その他は機械設備の入替えや工事用車両や営業車両の入替え等の維持更新投資となっております。

(3) 資金調達の状況

| 項目 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 増減 |
|-----|-----------|-----------|------------|
| 借入金 | 1,732 百万円 | 4,204 百万円 | 2,472 百万円増 |

(4) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入残高 |
|------------|-----------|
| 株式会社きらやか銀行 | 1,864 百万円 |
| 株式会社東邦銀行 | 1,229 百万円 |
| 株式会社七十七銀行 | 750 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 360 百万円 |
| 合計 | 4,204 百万円 |

(5) 対処すべき課題

① 技術者の不足

当社グループの事業を遂行するにあたっては、土木施工管理技士や建築施工管理技士の資格を保有する技術者が欠かせないものとなっておりますが、技術者の高齢化及び次世代を担う人材の不足が建設業全体の問題として懸念されております。

当社グループにおいても、20代・30代といった若手、中間層の技術者の不足を課題として認識しておりますが、企業集団制度を有効活用したアサインを行うことにより、稼働率を向上させ、機会損失の極小化を図っております。

② 業務の標準化

公共事業を安定的に受注するためには、受注実績を積み重ね、様々な工種のノウハウを蓄積する必要がありますが、地方の建設業界においては、公共事業の比率が高く、発注者が地方公共団体に偏りがちなこともあります。新たな工種のノウハウを蓄積する機会が少ないことが課題となっております。

当社グループにおいては、各社の得意工事のノウハウや技術を身に付けた技術者がグループ内の他社に転籍することで、ノウハウを共有することが可能となり、各社で得意とする工種を増やすことでさらなる事業展開を図っております。

③ 財務基盤の強化

当社グループは、営業利益は黒字を計上しており、財務健全性に係る特筆すべき課題は認識しておりません。しかしながら、建設業においては、目的物の引渡時又は引渡後に多額の支払が行われることが多く、長期にわたり多額の資金を立替した状態と

なることから生じる運転資金需要に対応するため、資金調達及び財務基盤の強化に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況

| 区分 | 第5期 2023年6月期 | 第6期 2024年6月期 | 第7期 2025年6月期 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上収益（百万円） | 16,129 | 15,611 | 17,620 |
| 営業利益（百万円） | 1,361 | 1,147 | 1,710 |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円） | 986 | 725 | 1,117 |
| 基本的1株当たり当期利益（円） | 105.68 | 73.58 | 113.23 |
| 親会社の所有者に帰属する持分（百万円） | 7,162 | 4,888 | 3,768 |
| 総資産額（百万円） | 13,396 | 11,296 | 12,462 |
| 1株当たり親会社所有者帰属持分（円） | 726.05 | 495.59 | 380.89 |

(7) 重要な子会社の状況

| 名称 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------|------|---------|
| 山和建設株式会社 | 100% | 総合建設業 |
| 株式会社小野中村 | 100% | 総合建設業 |
| 株式会社南会西部建設コーポレーション | 100% | 総合建設業 |
| 南總建株式会社 | 100% | 総合建設業 |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

| | |
|----------------------------------|---------------------|
| 特定完全子会社の名称 | 山和建設株式会社 |
| 特定完全子会社の住所 | 山形県西置賜郡小国町大字町原 93-1 |
| 当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価格 | 3,075 百万円 |
| 当社の総資産の額 | 12,462 百万円 |

| | |
|----------------------------------|----------------------|
| 特定完全子会社の名称 | 株式会社小野中村 |
| 特定完全子会社の住所 | 福島県相馬市小泉字高池 88 番地の 1 |
| 当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価格 | 3,500 百万円 |
| 当社の総資産の額 | 12,462 百万円 |

| | |
|----------------------------------|------------------------------|
| 特定完全子会社の名称 | 株式会社南会西部建設コーポレーション |
| 特定完全子会社の住所 | 福島県会津若松氏町北町大字上荒久田字鈴木 57 番地 1 |
| 当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価格 | 4,851 百万円 |
| 当社の総資産の額 | 12,462 百万円 |

(8) その他会社の状況に関する重要な事項

- 2022 年 9 月 建設業許可取得（宮城県知事許可 特定建設業）

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 普通株式 39,000,000 株
- ② 発行済株式総数 普通株式 9,894,900 株
- ③ 株主数 17 名
- ④ 大株主（上位 10 名）

| | 所有株式数（株） | 持株比率（%） |
|--------------------------------|-----------|---------|
| エンデバー・ユナイテッド 2 号投資 事業有限責任組合 | 9,391,700 | 94.91 |
| 小山 和夫 | 307,700 | 3.11 |
| 小山 剛 | 160,000 | 1.62 |
| 小野 貞人 | 10,000 | 0.10 |
| 植村 賢二 | 8,000 | 0.08 |
| 井上 孝 | 3,000 | 0.03 |
| 黒沼 理 | 2,400 | 0.02 |
| 植村 卓馬 | 2,400 | 0.02 |
| 飯塚 信 | 2,000 | 0.02 |
| 大浦 和久 | 1,100 | 0.01 |

(2) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役の状況

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び主な兼職 |
|-------|-------|----------------------|
| 代表取締役 | 小山 剛 | 社長 |
| 取締役 | 井上 孝 | 山和建設㈱代表取締役 |
| 取締役 | 植村 賢二 | ㈱小野中村代表取締役 |
| 取締役 | 大浦 和久 | ㈱南会西部建設コーポレーション代表取締役 |
| 取締役 | 湯田 高弘 | |
| 取締役 | 桂樹 正隆 | 社外取締役 |
| 取締役 | 谷口 徹 | 社外取締役 |
| 取締役 | 青海 孝行 | エンデバー・ユナイテッド㈱執行役員 |
| 監査役 | 佐藤 哲雄 | 常勤監査役 |
| 監査役 | 石村 信雄 | 霞ヶ関法律事務所 弁護士 |
| 監査役 | 角野 里奈 | ㈱ACCESSO 代表取締役 公認会計士 |

- (注) 1. 代表取締役 小山剛は、山和建設㈱、㈱小野中村、㈱南会西部建設コーポレーション、南総建㈱の取締役を兼任しております。
2. 取締役湯田高弘は、山和建設㈱、㈱小野中村、㈱南会西部建設コーポレーション、南総建㈱の監査役を兼任しております。
3. 監査役佐藤哲雄は、山和建設㈱、㈱小野中村、㈱南会西部建設コーポレーション、南総建㈱の監査役を兼任しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、以下のとおりです。

就任 2024年7月1日開催の臨時取締役会において、新たに大浦和久氏が取締役に就任しました。

2024年9月25日開催の第6期定時株主総会において、新たに谷口徹氏が取締役に、角野里奈氏が監査役に就任しました。

退任 2024年9月25日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により飯塚信及び片山大輔は取締役をそれぞれ退任しました。

株式の譲渡制限の廃止に伴う定款の一部変更の効力発生日である2025年1月31日において任期満了により中原慎一郎氏は取締役を退任しました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の定めに基づき、責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は以下のとおりです。

社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は同法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。

この責任限定契約が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

③ 役員の報酬等の決定方針等の概要

ア 取締役の報酬等の決定の基本方針

取締役の報酬等については、職位及び職責に応じた固定報酬としての基本報酬と、企業価値及び業績の向上に向けたインセンティブとしての会社業績に連動する業績連動報酬により構成されております。これらの報酬は全て金銭報酬であり、非金銭報酬はありません。

社外取締役の報酬につきましては、経営に関する独立性及び公正かつ適正な経営を動機づける観点から、固定報酬としての基本報酬のみとなっております。

取締役の報酬等の額の決定については、株主総会で決議された金額の範囲内で代表取締役社長小山剛に一任する旨を2024年9月25日開催の取締役会で決議しております。代表取締役社長に一任する理由は、各取締役の業績や職責等の評価を行うには当社グループの事業に精通し当社グループ全体の業績を俯瞰することができる代表取締役社長が最も適していると判断したためです。

イ 取締役の個人別的基本方針の決定方針

・ 基本報酬に関する方針

基本報酬については、取締役としての職務執行の職責・役割・貢献度合い等の総合的な判断を行い決定しております。

・ 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は連結償却前営業利益を指標としております。連結償却前営業利益を指標としている理由は、業務執行に携わる取締役の功績・責任を最も客觀的かつ適切に評価できる指標であると判断していることに基づくものであります。

業績連動報酬の支給総額は、連結償却前営業利益の実績が予算目標を超過する場合のその超過額の20%とし、業績連動報酬の各取締役等への配分方法は、職位と各取締役が管掌する事業会社の償却前営業利益の割合に応じ配分すると定めております。

なお、当事業年度の業績連動報酬に係る指標の実績は、業績連動報酬の支給条件に満たなかったため、当該事業年度の業績に基づく業績連動報酬の支給はありません。

ウ 監査役の報酬等の決定の基本方針

監査役の報酬等については、経営に関する独立性及び公正かつ適正な経営を動機づける観点から、固定報酬としての基本報酬のみとなっております。

各監査役の個別支給額については、株主総会で決議された金額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | 対象となる役員の員数 (名) |
|-------------------|----------------|--------------------|--------|-------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 90,966 | 90,966 | — | 7 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | — | — | — | — |
| 社外取締役 | 7,806 | 7,806 | — | 2 |
| 社外監査役 | 12,807 | 12,807 | — | 3 |

(注) 1. 当社の取締役の報酬限度額は、2022年9月28日開催の第4期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。決議日時点における取締役の員数は7名であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2023年9月28日開催の第5期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議されております。決議日時点における監査役の員数は2名であります。

⑤ 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役桂樹正隆氏は、長年にわたり国土交通省において国土交通行政に携わった後、建設関連企業の経営にも携わるなど豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役として適任と判断しております。なお、当社と同氏の間には、重要な人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外取締役谷口徹氏は、建設業界に長く従事し、現在は建設関連企業で顧問を務める等、建設事業に関する豊富な実務経験と専門知識を有していることから、社外取締役として適任と判断しております。なお、当社と同氏の間には、重要な人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外監査役佐藤哲雄氏は、中小企業投資に関する豊富な経験があり、監査役としての経験も有していることから、社外監査役として適任と判断しております。また、当社と同氏の間には、重要な人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外監査役石村信雄氏は、弁護士としての多様な経験と法務全般に関する高度な知識を有しており、社外監査役として適任と判断しております。また、当社と同氏の間には、重要な人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外監査役角野里奈氏は、公認会計士として財務、会計及び税務に精通し、豊富な知見を有しており、社外監査役として適任と判断しております。また、当社と同氏の間には、重要な人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

また、当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針については明確に定めたものはありませんが、金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 監査法人 F R I Q
- ② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 18,000 千円 |
| 当事業年度に係る会計監査人の非監査報酬等の額 | 一千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47,500 千円 |

(注) 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、妥当性を検証したうえで、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、事業報告の附属明細書として、記載すべき事項は、特にございません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主に対して連結配当性向 40%程度の安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。内部留保資金については、有望投資先への再投資や財務体質の強化と人員の拡充・育成といった収益力強化のための投資に活用する方針です。

配当の回数については、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム構築に関しては重要事項であると認識しており、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議し、この基本方針に基づいて、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限及び業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。

「内部統制システムの基本方針」の内容については、以下のとおりです。

1. コンプライアンス体制

- ・取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス遵守を経営の基本方針とし「コンプライアンス規程」等を定め、コンプライアンスに係る体制を整備する。
- ・企業の社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を十分認識し実践的運用を図るため、「反社会的勢力対策規程」を定め社内体制を整備し徹底する。

2. 内部監査体制

- ・内部統制・牽制機能として内部監査室を設置し、取締役会において承認された監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備・充実を図る。

3. リスク管理体制

- ・当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）におけるリスク管理の推進のため、「リスク管理規程」及び「安全管理委員会・リスク管理委員会規程」に基づきリスク管理委員会を設ける。リスク管理委員会は取締役会と連携し、当社グループの事業活動における各種リスクに対する予防・低減体制の強化を図る。

4. 効率的な職務執行の体制

- ・取締役及び従業員の職務執行を効率的に行うため、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、内部統制の整備・運用を行う。

5. 業務執行に関する情報の保存及び管理

- ・取締役会議事録、稟議書など取締役の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る主要な情報並びに記録については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の業務執行に係る重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図る。また、各社が各種規程を整備すること等により当社グループ全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進める。

7. 監査役の監査体制に関する事項

- ・監査役はその職務を補助すべき使用人を置くことができる。当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定する。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役からの独立性・監査役の補助者に対する指示の実効性を確保する。
- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務は、当社がその処理を速やかに行う。

8. 業務執行に関する監査役への報告体制

- ・当社グループの取締役及び従業員は、各社の監査役に対して、重大な法令違反、定款違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合は、速やかに報告及び情報提供を行う。
- ・当社グループの取締役及び従業員が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役及び取締役との定期的な意見交換、内部監査室との定期的な情報交換、会計監査人との定期的な意見及び情報の交換により、相互に緊密な連携を保つ。
- ・監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとする。
- ・監査役、会計監査人及び内部監査室の三者会議を開催し、その実効性を高めることにより、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図る。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ア 取締役会

当社の取締役会は、毎月実施される定例取締役会と、必要あるごとに随時招集される臨時取締役会により、経営に関する重要事項について決定を行っております。

イ 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2024年9月25日に指名・報酬諮問委員会を新たに設置いたしました。

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の任意の諮問機関であり、委員3名以上で構成され、その半数以上は社外取締役としております。指名・報酬諮問委員会の委員長は、取締役会の決議により選定しております。

指名・報酬諮問委員会では、取締役の選解任の方針、基準及び手続、取締役の報酬体系並びに報酬決定の方針及び手続等について、審議しております。

ウ 監査役会

当社は、2024年9月25日開催の定時株主総会の決議を経て、監査役設置会社から監査役会設置会社へ移行しました。

監査役は毎月監査役会を開催する他、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要があると認めた時は意見を述べております。

エ 経営会議

当社の経営会議は、社外取締役及び社外監査役を除く当社取締役のほか、代表取締役社長及び取締役が指名する者により構成されており、当社の経営に関する重要な事項の協議を行うとともに、構成員から業務執行に関し報告を受け、構成員相互の情報連絡を図るため、定例的に月2回開催しております。

オ 安全管理委員会・リスク管理委員会

当社の安全管理委員会及びリスク管理委員会は、それぞれ代表取締役を委員長とし、代表取締役が指名する委員により構成されており、企業活動の継続性と成長性を確保するための重要事項を管理しております。

a 安全管理委員会

安全管理委員会は、安全に関する事項、事故・重要インシデント・顧客クレームに関する事項、人事労務に関する事項及び職場並びに工事現場等の衛生・環境に関する事項を管理しております。

b リスク管理委員会

リスク管理委員会は、リスク管理に関する事項、コンプライアンスに関する事項、内部通報制度の運営に関する事項、情報セキュリティに関する事項、個人情報管理に関する事項及び反社会的勢力対策に関する事項を管理しております。

カ 内部監査室

内部監査室は、専任の内部監査室長が内部監査規程に基づき、各部門の業務活動について、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役及び取締役会に報告しております。

また、内部監査結果及び是正状況については、監査役にも報告を行い、意見交換を行っております。

連 結 財 務 諸 表

《 IFRS 》

(第 7 期)

自： 2024 年 7 月 1 日

至： 2025 年 6 月 30 日

株式会社UNICONホールディングス

宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目5番30号
仙台イーストフロントビル5階

連 結 財 政 状 態 計 算 書

(2025 年 6 月 30 日 現在)

株式会社UNICONホールディングス

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 【流動資産】 | | 【流動負債】 | |
| 現金及び現金同等物 | 2,426,460 | 営業債務及びその他の債務 | 3,656,030 |
| 営業債権及びその他の債権 | 5,372,353 | 借入金 | 3,747,882 |
| 棚卸資産 | 216,050 | その他の金融負債 | 71,000 |
| 未収法人所得税 | 164 | 未払法人所得税 | 333,462 |
| その他の流動資産 | 786,715 | その他の流動負債 | 261,939 |
| 流動資産合計 | 8,801,743 | 流動負債合計 | 8,070,314 |
| 【非流動資産】 | | 【非流動負債】 | |
| 有形固定資産 | 1,258,081 | 借入金 | 456,348 |
| 使用権資産 | 132,533 | その他の金融負債 | 71,643 |
| のれん | 1,796,750 | その他の非流動負債 | 95,745 |
| 無形資産 | 27,376 | 非流動負債合計 | 623,737 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 115,637 | 負債合計 | 8,694,051 |
| その他の金融資産 | 92,101 | (資本の部) | |
| 繰延税金資産 | 230,030 | 【親会社の所有者に帰属する持分】 | |
| その他の非流動資産 | 8,690 | 資本金 | 172,248 |
| 非流動資産合計 | 3,661,202 | 資本剰余金 | 2,736,158 |
| | | 利益剰余金 | 859,240 |
| | | 自己株式 | 0 |
| | | その他の包括利益累計額 | 1,247 |
| | | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 3,768,894 |
| | | 資本合計 | 3,768,894 |
| 資産合計 | 12,462,946 | 負債・資本合計 | 12,462,946 |

連結損益計算書

(自 2024年7月1日)

(至 2025年6月30日)

株式会社UNICONホールディングス

(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|------------------|------------|
| 売上収益 | 17,620,881 |
| 売上原価 | 14,487,138 |
| 売上総利益 | 3,133,743 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,455,191 |
| その他の収益 | 53,057 |
| その他の費用 | 21,079 |
| 営業利益 | 1,710,530 |
| 金融収益 | 2,750 |
| 金融費用 | 30,192 |
| 持分法による投資損益(△は損失) | △ 6,799 |
| 税引前当期利益 | 1,676,288 |
| 法人所得税費用 | 559,169 |
| 当期利益 | 1,117,118 |
| 当期利益の帰属 | |
| 親会社の所有者 | 1,117,118 |
| 当期利益 | 1,117,118 |

連 結 持 分 変 動 計 算 書

(自 2024 年 7 月 1 日)

(至 2025 年 6 月 30 日)

株式会社UNICONホールディングス

(単位:千円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | |
|--------------|----------------|-------------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 |
| 2024年7月1日残高 | 50,000 | 5,095,340 | △ 257,878 | - |
| 包括利益 | | | | |
| 当期利益 | - | - | 1,117,118 | - |
| その他の包括利益 | - | - | - | - |
| 包括利益合計 | - | - | 1,117,118 | - |
| 所有者との取引額 | | | | |
| 新株の発行 | 122,248 | 122,248 | - | - |
| 自己株式の取得 | - | - | - | △ 244,360 |
| 自己株式の消却 | - | △ 244,360 | - | 244,360 |
| 剰余金の配当 | - | △ 2,237,069 | - | - |
| 所有者との取引額合計 | 122,248 | △ 2,359,181 | - | - |
| 2025年6月30日残高 | 172,248 | 2,736,158 | 859,240 | - |

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | 資本 合計 |
|--------------|---------------------|-------------|-------------|
| | その他の 包括利益 累計額 | 合計 | |
| 2024年7月1日残高 | 1,465 | 4,888,927 | 4,888,927 |
| 包括利益 | | | |
| 当期利益 | - | 1,117,118 | 1,117,118 |
| その他の包括利益 | △ 218 | △ 218 | △ 218 |
| 包括利益合計 | △ 218 | 1,116,900 | 1,116,900 |
| 所有者との取引額 | | | |
| 新株の発行 | - | 244,496 | 244,496 |
| 自己株式の取得 | - | △ 244,360 | △ 244,360 |
| 自己株式の消却 | - | - | - |
| 剰余金の配当 | - | △ 2,237,069 | △ 2,237,069 |
| 所有者との取引額合計 | - | △ 2,236,933 | △ 2,236,933 |
| 2025年6月30日残高 | 1,247 | 3,768,894 | 3,768,894 |

連結キャッシュ・フロー計算書

(自 2024年7月1日)

(至 2025年6月30日)

株式会社UNICONホールディングス

(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|------------------------|-------------|
| I 営業活動によるキャッシュフロー | |
| 税引前利益 | 1,676,288 |
| 減価償却費及び償却費 | 272,218 |
| 減損損失 | 2,817 |
| 金融収益及び金融費用 | 27,442 |
| 持分法による投資損失(△は益) | 6,799 |
| 固定資産除売却損益(△は益) | △ 1,536 |
| 営業債権及びその他の債権の増減額(△は増加) | △ 1,788,142 |
| 棚卸資産の増減額(△は増加) | △ 50,652 |
| その他の流動資産の増減額(△は増加) | △ 619,319 |
| 営業債務及びその他の債務の増減額(△は減少) | △ 192,668 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | 5,651 |
| その他 | 30,918 |
| 小計 | △ 630,183 |
| 利息及び配当金の受取額 | 5,050 |
| 利息の支払額 | △ 28,642 |
| 法人所得税の還付額 | 53,699 |
| 法人所得税の支払額 | △ 557,959 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △ 1,158,035 |
| II 投資活動によるキャッシュフロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 162,912 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 18,609 |
| 無形資産の取得による支出 | △ 5,209 |
| 貸付金の回収による収入 | 704 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | △ 10,926 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 8,396 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 151,338 |
| III 財務活動によるキャッシュフロー | |
| 短期借入金の純増減額 | 2,860,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △ 387,882 |
| リース負債の返済による支出 | △ 87,571 |
| 新株の発行による収入 | 244,496 |
| 自己株式の取得による支出 | △ 244,360 |
| 配当金支払による支出 | △ 2,237,069 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 147,613 |
| IV 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | △ 1,161,761 |
| V 現金及び現金同等物の期首残高 | 3,588,221 |
| VI 現金及び現金同等物の期末残高 | 2,426,460 |

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

| | |
|----------|--|
| 連結子会社の数 | 5 社 |
| 連結子会社の名称 | 山和建設株式会社 株式会社小野中村 大和生コン株式会社 株式会社南会西部建設コーポレーション 南総建株式会社 |

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

| | |
|------------|------------------------|
| 持分法適用会社の数 | 2 社 |
| 持分法適用会社の名称 | 株式会社KS産業 みどり生コン株式会社 |

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融商品

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産及び金融負債は当初認識時において公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融資産の取得及び金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

② 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しております。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しております。

通常の方法によるすべての金融資産の売買は、約定日に認識及び認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般的に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。

i 債却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「債務原価で測定される金融資産」に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じること

当初認識後、債務原価で測定する金融資産は実効金利法による債務原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損失で認識しております。

ii その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産」に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されていること
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じること

当初認識後、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しております。

iii その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」に分類しております。当初認識後、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しております。

iv 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の「償却原価で測定される金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産」及び「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」のいずれにも分類しない場合、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しております。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定しておりません。

当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益及び利息収益は純損益で認識しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の額で評価しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、販売に要する見積り費用を控除した額であります。取得原価は、原材料については総平均法、未成工事支出金については個別法により算定しております。

(3) 有形固定資産、無形固定資産及び使用権資産の償却方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除却及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、見積耐用年数にわたって定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

| | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 2年～65年 |
|---------|--------|

| | |
|-----------|--------|
| 機械装置及び運搬具 | 2年～30年 |
|-----------|--------|

| | |
|-----|--------|
| その他 | 2年～20年 |
|-----|--------|

資産の減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

② のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。のれんは、当初認識後、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、各年度の一定時期及びその資金生成単位に減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損については「(e) 有形固定資産、使用権資産、無形資産及びのれんの減損」をご参照ください。

③ 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しております。

無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって定額法により算定しております。

主要な無形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

| | |
|--------|----|
| ソフトウェア | 5年 |
|--------|----|

資産の償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ リース

当社グループでは、契約の開始時に、契約がリースまたはリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。また、リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間及び行使しないことが合理的に確実な解約オプションの対象期間を加えたものとしております。

i 使用権資産

使用権資産をリース開始日に認識しております。使用権資産は取得原価で当初測定を行っており、当該取得原価は、リース負債の当初測定の金額、リース開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除したもの、発生した当初直接コスト、及び原資産の解体及び除去費用、原資産または原資産が設置された敷地の原状回復費用の見積りの合計で構成されております。

使用権資産は当初測定後、原資産の所有権の移転が確実である場合には見積耐用年数で、確実でない場合はリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたり、定額法を用いて減価償却しております。使用権資産の見積耐用年数は有形固定資産と同様の方法で決定しております。また、使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

ii リース負債

リース負債はリースの開始日に認識し、リースの開始日以降、リース期間にわたって将来支払われるリース料の現在価値で当初測定しております。現在価値計算においては、リースの計算利子率が容易に算定できる場合、当該利子率を割引率として使用し、そうでない場合は追加借入利子率を使用しております。

リース負債の測定に含まれているリース料は、主に固定リース料、延長オプションの行使が合理的に確実である場合の延長期間のリース料、及びリース期間が借手によるリース解約オプションの行使を反映している場合のリースの解約に対するペナルティの支払額で構成されております。

当初測定後、リース負債は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。そのうえで、指數またはレートの変更により将来のリース料に変更が生じた場合、残価保証に基づいた支払金額の見積りに変更が生じた場合、または延長オプションや解約オプションの行使可能性の評価に変更が生じた場合、リース負債を再測定しております。

リース負債が再測定された場合には、リース負債の再測定の金額を使用権資産の修正として認識しております。ただし、リース負債の再測定による負債の減少額が使用権資産の帳簿価額より大きい場合、使用権資産をゼロまで減額したとの金額は純損益で認識します。

⑤ 有形固定資産、使用権資産、無形資産及びのれんの減損

i 有形固定資産、使用権資産及び無形資産の減損

当社グループでは、各四半期末日に、有形固定資産、使用権資産及び無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、「処分コスト控除後の公正価値」と「使用価値」のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しております。

ii のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、各年度の一定時期及びその資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおける他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

iii 減損の戻入れ

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末日において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

(5) 売上収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する

当社グループの主要な売上収益は、建設工事に関する収益であり、建設工事に関する収益は、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

建設工事に関する収益以外の収益については、主に卸売及び製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすリスクのある、将来に関する仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、以下の通りであります。

(1) 工事契約の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 14,744,326 千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

工事契約に係る収益は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法にて算出しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、インプット法（見積総原価に対する実際原価の割合）によっております。

工事原価総額は、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を使用しておりますが、工事着工後の作業内容の変更等に伴い、履行義務の充足に係る進捗度が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,796,750 千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

山和建設株式会社、株式会社小野中村、株式会社南会西部建設コーポレーション及び南総建株式会社を子会社化したことにより発生したものであり、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額と株式の取得価額との差額等をのれんの金額として計上しております。

当該のれんの回収可能価額は、当社グループの子会社となることで新たに発生するシナジー効果、具体的には、グループ間で技術者を融通しあうことで大規模、高難易度案件の獲得や工事の繁閑に応じた流動的な技術者の異動による生産性の向上等を織り込んだ事業計画を基礎とする使用価値に基づき算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、のれんに対して減損損失の認識をする可能性があり、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

III. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 30,062 千円

その他の金融資産 41,500 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 3,848,664 千円

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

富岡生コン株式会社 56,497 千円

IV. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 9,894,900 株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数

該当事項ありません。

3. 剰余金の配当

(1) 配当金支払額等

決議 2025 年 1 月 24 日臨時株主総会

株式の種類 普通株式

配当の原資 資本剰余金

配当金総額 2,237,069 千円

1 株当たり配当額 23,064 円

効力発生日 2025 年 1 月 24 日

(注) 当社は、2025 年 1 月 31 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。1 株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。株式分割を考慮した場合の 1 株当たり配当額は 230.64 円となります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議 2025 年 9 月 29 日定時株主総会

株式の種類 普通株式

配当の原資 利益剰余金

配当金総額 445,270 千円

1 株当たり配当額 45 円

基準日 2025 年 6 月 30 日

効力発生日 2025 年 9 月 30 日

4. 当連結会計年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項ありません。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスクに晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。なお、デリバティブは行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(1) 信用リスク

営業債権及びその他の債権は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクを有しておりません。また当該リスク管理のため、当社グループの与信管理規程に従い、取引先毎に与信調査及び与信極度額を設定し、取引先の信用状態に応じて必要な対応を行っているほか、取引先毎の期日管理及び残高管理を行い、信用状況を定期的にモニタリングしております。

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、減損損失を認識しておりますが、過去に重要な減損損失を計上した実績はありません。また、期日が経過しておらず減損もしていない営業債権等について、債務者が債務を履行できないという兆候は当連結会計年度末現在、発生しておりません。

(2) 金利変動リスク

借入金について変動金利を適用しており、金利変動リスクにさらされております。

当社グループは、借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

(3) 流動性リスク

資金繰りが悪化した場合に、支払債務の履行が困難になる流動性リスクにさらされております。

当社グループは、毎月適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、取引金融機関と当座貸越契約を締結することにより流動性リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーは次のとおり分類しております。

| | |
|-------|---|
| レベル 1 | 活発な市場における相場価格により測定された公正価値 |
| レベル 2 | レベル 1 に含まれる相場価格以外で、直接又は間接に観察可能な価格により測定された公正価値 |
| レベル 3 | 観察可能でないインプットを含む、評価技法を用いて測定された公正価値 |

(2) 金融商品の公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり算定しております。

① 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権

満期までの期間が短期であるため、あるいは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② その他の金融資産

市場性のある有価証券の公正価値は取引所の価格によっております。市場性のない株式は、独立した第三者間取引による直近の取引価格を用いる方法、修正純資産法（対象会社の保有する資産および負債の公正価値を参考することにより、公正価値を算定する方法）により、公正価値を測定しております。

③ 営業債務及びその他の債務、有利子負債

短期間で決済される営業債務及びその他の債務、有利子負債については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。借入金は、変動金利による借入れであり、短期間で市場金利が反映されること、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

金融資産および金融負債の帳簿価額は公正価値と一致または近似しているため、公正価値の開示を省略しております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(a) 公正価値で測定する金融資産及び金融負債

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、以下のとおりです。

| | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計 |
|---------------------------|-------|-------|--------|--------|
| 金融資産 | | | | |
| その他の金融資産 | | | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 4,021 | — | — | 4,021 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | — | — | 44,965 | 44,965 |
| 合計 | 4,021 | — | 44,965 | 48,986 |

(b) レベル 3 に分類された金融商品

レベル 3 に分類される金融商品は、主として非上場株式により構成されております。非上場株式の公正価値は、当社グループの担当部門が、当社で定めた評価方法および手続きに従い、入手可能な直近の情報を基に評価を実施しております。その評価結果については、適切な役職者によりレビューおよび承認を受けております。

レベル 3 に分類された金融商品の調整表は次のとおりであります。

| | |
|---------------------------|--------|
| 期首残高 | 45,914 |
| 利得又は損失 | |
| 純損益 | — |
| その他の包括利益 | — |
| 購入 | 131 |
| 売却 | △1,080 |
| その他 | — |
| 期末残高 | 44,965 |
| 純損益に含まれる期末保有の資産及び負債の未実現損益 | — |

VI. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

顧客との契約から認識した収益

一時点で充足

| | |
|--------|--------------|
| インフラ整備 | 944,161 千円 |
| 災害対応 | 332,412 千円 |
| 環境保護 | 65,538 千円 |
| 民間工事 | 349,202 千円 |
| 兼業 | 867,938 千円 |
| その他 | 317,302 千円 |
| 合計 | 2,876,555 千円 |

一定期間にわたり充足

| | |
|--------|---------------|
| インフラ整備 | 11,471,190 千円 |
| 災害対応 | 1,278,656 千円 |
| 環境保護 | 677,193 千円 |
| 民間工事 | 1,317,285 千円 |
| 合計 | 14,744,326 千円 |

2. 契約残高

| | |
|---------------|--------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 1,184,329 千円 |
| 契約資産 | 4,218,086 千円 |
| 契約負債 | 1,031,258 千円 |

3. 残存履行義務に配分した取引価格

| | |
|------|--------------|
| 1年以内 | 8,700,481 千円 |
| 1年超 | 8,347,420 千円 |

顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり親会社所有者帰属持分 380 円 89 銭
- 基本的1株当たりの当期利益 113 円 23 銭

(注) 当社は、2025年1月31日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

計算書類

(第 7 期)

自：2024 年 7 月 1 日

至：2025 年 6 月 30 日

株式会社UNICONホールディングス

宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目5番30号

仙台イーストフロントビル5階

貸借対照表
(2025 年 6 月 30 日 現在)

株式会社UNICONホールディングス

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 【流動資産】 | | 【流動負債】 | |
| 現金及び預金 | 254,868 | 1年内返済予定の長期借入金 | 387,882 |
| 未収入金 | 23,959 | リース債務 | 723 |
| 前払費用 | 13,880 | 未払金 | 22,732 |
| その他の流動資産 | 1,146 | 未払費用 | 32,649 |
| 流動資産合計 | 293,855 | 未払法人税等 | 12,858 |
| 【固定資産】 | | 賞与引当金 | 1,704 |
| (有形固定資産) | | その他の流動負債 | 24,685 |
| 建物 | 2,043 | 流動負債合計 | 483,234 |
| 車両運搬具 | 312 | 【固定負債】 | |
| 工具、器具及び備品 | 1,082 | 長期借入金 | 5,934,348 |
| リース資産 | 1,506 | 長期リース債務 | 1,191 |
| 有形固定資産合計 | 4,944 | 退職給付引当金 | 971 |
| (無形固定資産) | | 固定負債合計 | 5,936,511 |
| ソフトウェア | 906 | 負債合計 | 6,419,746 |
| 無形固定資産合計 | 906 | (純資産の部) | |
| (投資その他の資産) | | 【株主資本】 | |
| 関係会社株式 | 11,426,870 | 資本金 | 172,248 |
| 長期前払費用 | 1,756 | 資本剰余金 | |
| 繰延税金資産 | 6,512 | 資本準備金 | 891,498 |
| 敷金 | 10,553 | その他資本剰余金 | 1,844,660 |
| 投資その他の資産合計 | 11,445,692 | 資本剰余金合計 | 2,736,158 |
| 固定資産合計 | 11,451,543 | 利益剰余金 | |
| | | その他利益剰余金 | 2,417,245 |
| | | 繰越利益剰余金 | 2,417,245 |
| | | 利益剰余金合計 | 2,417,245 |
| | | 株主資本合計 | 5,325,652 |
| | | 純資産合計 | 5,325,652 |
| 資産合計 | 11,745,398 | 負債・純資産合計 | 11,745,398 |

損益計算書

(自 2024年7月1日)

(至 2025年6月30日)

株式会社UNICONホールディングス

(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|-----------|
| 【営業収益】 | |
| 経営指導料 | 540,000 |
| 受取配当金 | 2,399,542 |
| 【営業費用】 | |
| 一般管理費 | 420,179 |
| 営業利益 | 2,519,362 |
| 【営業外収益】 | |
| 受取利息 | 1,324 |
| 雑収入 | 61 |
| 【営業外費用】 | |
| 支払利息 | 51,400 |
| 経常利益 | 2,469,349 |
| 税引前当期純利益 | 2,469,349 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 10,557 |
| 法人税等調整額 | 5,313 |
| 当期純利益 | 15,871 |
| | 2,453,477 |

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 7 月 1 日)

(至 2025 年 6 月 30 日)

株式会社UNICONホールディングス

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|---------|---------|---------|--------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 50,000 | 769,250 | 4,326,090 | 5,095,340 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 122,248 | 122,248 | | 122,248 |
| 剰余金の配当 | | | △ 2,237,069 | △ 2,237,069 |
| 自己株式の取得 | | | | — |
| 自己株式の消却 | | | △ 244,360 | △ 244,360 |
| 当期純利益 | | | | — |
| 当期変動額合計 | 122,248 | 122,248 | △ 2,481,429 | △ 2,359,181 |
| 当期末残高 | 172,248 | 891,498 | 1,844,660 | 2,736,158 |

| | 株主資本 | | | | 純資産 合計 | |
|---------|--------------|-------------|-----------|-------------|-------------|--|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 | | |
| | その他 利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| | 繰越利益 剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | △ 36,232 | △ 36,232 | — | 5,109,108 | 5,109,108 | |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | | — | | 244,496 | 244,496 | |
| 剰余金の配当 | | — | | △ 2,237,069 | △ 2,237,069 | |
| 自己株式の取得 | | — | △ 244,360 | △ 244,360 | △ 244,360 | |
| 自己株式の消却 | | — | 244,360 | — | — | |
| 当期純利益 | 2,453,477 | 2,453,477 | | 2,453,477 | 2,453,477 | |
| 当期変動額合計 | 2,453,477 | 2,453,477 | — | 216,544 | 216,544 | |
| 当期末残高 | 2,417,245 | 2,417,245 | — | 5,325,652 | 5,325,652 | |

個別注記表

計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料については、連結子会社との契約に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点での収益を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 11,426,870千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、関係会社株式について、直近期末の財務数値等を用いて算出した実質価額が取得価額に比して著しく下落した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて実質価額まで減損処理することとしております。

これらの関係会社株式の評価においては、今後の経済環境の変化等により、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 6,512千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画等に基づいた課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、今後の経済環境の変化等により、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,363千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 23,959千円

長期金銭債務 5,478,000千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する取引高

営業取引による取引高

売上高 2,939,542千円

出向者労務費の受取 120,475千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 691千円

支払利息 40,054千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
該当事項ありません。

6. 税効果に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|----------|-----------|
| 未払事業税 | 1,133千円 |
| 賞与引当金 | 526千円 |
| 資産調整勘定 | 3,403千円 |
| 退職給付引当金 | 308千円 |
| 繰越欠損金 | 29,507千円 |
| その他 | 62千円 |
| 繰延税金資産小計 | 34,942千円 |
| 評価性引当額 | △28,430千円 |
| 繰延税金資産合計 | 6,512千円 |

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|--------------------------|-----------------|-----------|-----------------|----------|----|----------|
| 親会社等 | エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合 | 被所有直接 94.9% | 当社株式の取得 | 自己株式の取得 (注1) | 244,360 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取得価格は、DCF法（ディスカウンティング・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-----------------|-----------------|----------------------------------|--|---|------------------------------------|------------------------------------|
| 子会社 | 山和建設㈱ | 所有直接 100% | 資金の借入 役員の兼任 経営指導 出向者の派遣 | 資金の借入 (注1) 借入金の返済 (注1) 利息の支払 経営指導料 の受取 (注2) 出向労務費 の受取 (注3) | 239,000 50,000 8,861 221,556 58,039 | 長期借入金 - - - 未収入金 | 1,284,000 - - - 11,879 |
| 子会社 | ㈱小野中村 | 所有直接 100% | 資金の借入 役員の兼任 経営指導 | 資金の借入 (注1) 利息の支払 経営指導料 の受取 (注2) | - 12,000 173,592 | 長期借入金 - - | 1,600,000 - - |
| 子会社 | ㈱南会西部建設コーポレーション | 所有直接 100% | 資金の借入 役員の兼任 経営指導 | 資金の借入 (注1) 利息の支払 経営指導料 の受取 (注2) | 71,000 11,107 90,504 | 長期借入金 - - | 1,516,000 - - |
| 子会社 | 南総建㈱ | 所有間接 100% | 資金の貸付 資金の借入 役員の兼任 経営指導 | 資金の貸付 (注1) 貸付金の回 收 (注1) 利息の受取 資金の借入 (注1) 利息の支払 経営指導料 の受取 (注2) | 200,000 200,000 691 - 8,085 54,348 | 長期貸付金 - - 长期借入金 - - | - - 1,078,000 - - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付および借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 経営指導料の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準としております。
- (注3) 出向労務費の金額については、出向元での労務費を勘案して決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 538円22銭

(2) 1株当たりの当期純利益 248円68銭

(注) 当社は、2025年1月31日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

附 屬 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

| 区分 | 資産の種類 | 期首帳簿 価額 | 当期增加 額 | 当期減少 額 | 当期償却 額 | 期末帳簿 価額 | 減価償却 累計額 | 期末取得 原価 |
|------------|---------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|
| 有形固定 資産 | 建物 | 2,197 | - | - | 154 | 2,043 | 256 | 2,300 |
| | 車両運搬 具 | - | 1,873 | - | 1,561 | 312 | 1,561 | 1,873 |
| | 工具、器具 及び備品 | 1,104 | 478 | - | 499 | 1,082 | 2,135 | 3,218 |
| | リース資 産 | 2,089 | - | - | 583 | 1,506 | 1,409 | 2,915 |
| | 計 | 5,391 | 2,351 | - | 2,798 | 4,944 | 5,363 | 10,307 |
| 無形固定 資産 | ソフトウ エア | 567 | 631 | - | 292 | 906 | / | / |

(注) 当期の増加額の主なものは次のとおりである。

車両運搬具（社用車）1,873千円

2. 引当金の明細

(単位:千円)

| 科目 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末帳簿価額 |
|---------|-------|-------|-------|--------|
| 賞与引当金 | 1,004 | 1,704 | 1,004 | 1,704 |
| 退職給付引当金 | - | 971 | - | 971 |

3. 営業費用の明細

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 摘要 |
|----------|---------|----|
| 役員報酬 | 111,579 | |
| 給料手当 | 55,298 | |
| 賞与 | 3,281 | |
| 退職金 | 33 | |
| 賞与引当金繰入額 | 699 | |
| 退職給付費用 | 971 | |
| 法定福利費 | 18,187 | |
| 福利厚生費 | 711 | |
| 消耗品費 | 202 | |
| 事務用品費 | 957 | |
| 地代家賃 | 7,100 | |
| 水道光熱費 | 731 | |
| 保険料 | 386 | |
| 広告宣伝費 | 9,792 | |
| 採用教育費 | 63,825 | |
| 寄付金 | 80 | |
| 租税公課 | 3,571 | |
| 旅費交通費 | 8,604 | |
| 通信費 | 15,704 | |
| 会議費 | 244 | |
| 諸会費 | 672 | |
| 新聞図書費 | 10 | |
| 交際費 | 4,337 | |
| 支払リース料 | 156 | |
| 支払手数料 | 109,503 | |
| 雑費 | 442 | |
| 減価償却費 | 3,091 | |
| 計 | 420,179 | |

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

株式会社UNICONホールディングス
取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指定社員 公認会計士
業務執行社員

指定社員 公認会計士
業務執行社員

指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐藤 榮幸

山本 敏

三村 啓太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社UNICONホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社UNICONホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

他の記載内容

他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守し

たこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

株式会社UNICONホールディングス

取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士

指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士

指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士

佐藤 榮幸

山本 敏

三村 啓太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社UNICONホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うこと

とにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、「会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結計算書類、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人 FRIQ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月3日

株式会社 UNICON ホールディングス監査役会

常勤監査役(社外監査役) 佐藤 哲雄



社外監査役

石村 信雄



社外監査役

角野 里奈



(本籍名 岡田 里奈)